



STOP HARASSMENT

ハラスメント防止ガイドブック

ハラスメントのない 埼玉大学へ

国立大学法人 埼玉大学ハラスメント防止委員会



STOP HARASSMENT

ハラスメント防止宣言

埼玉大学では、次のようなハラスメント防止宣言を行っています。ハラスメントのない埼玉大学を実現するには、何よりお互いが人間として尊重し合い、相互の信頼関係をつくりあげることが重要です。

これまで私たちは、埼玉大学が知の継承・発展と新しい価値の創造を使命とした知の府であることを内外に発信してきました。私たち埼玉大学の構成員が一丸となって創造する知と価値は、人類の発展に大きく寄与すると同時に、地域の豊かさのいっそうの実現につながるものです。

私たちの大学が知の府たるためには、大学構成員がひとしく相互に主体としてかかわることがその基本とななければなりません。それが意味するものは、埼玉大学コミュニティの構成員が一人の人間として対等な関係を築き、お互いの権利をかぎりなく尊重すること、そして、一人ひとりの能力や個性が十分に發揮されるような関係をつくることと深くかかわっています。このような環境の中からこそ、新しい知や価値が豊かに創造されると私たちは考えています。

このような知の府において、ハラスメントは決して許されるものではありません。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのハラスメントは、大学構成員の権利を著しく侵害し、その能力や個性の発揮を阻害するものに他なりません。それは個の尊厳を侵すだけでなく、大学の活力を失わせ、新しい知や価値の継承と発展を使命とする大学の存在そのものを、自ら否定するものです。

こうした観点から、ハラスメントのない埼玉大学を実現するため、ハラスメントへの確かな認識とまなざしをもち、ハラスメントの温床となるような環境を改善する不断の努力を行い、構成員相互の信頼関係を築いていくことをここに宣言します。

平成22年9月30日
埼玉大学

セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)とは、教職員又は学生等が他の教職員若しくは、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動をいいます。

なお、セクシュアル・ハラスメントの内容には、異性だけでなく、同性に対するものも含まれます。

セクシュアル・ハラスメントの具体例

① 対価型セクハラ

- 職場で昇進や昇給などを条件にデートに誘う。
- 就職あっせんや研究指導、単位との引き換えなどを条件に性的な関係を要求する。
- むりやり体を触り、拒否されると立場上の権限を利用していじめいやがらせなどを行う。

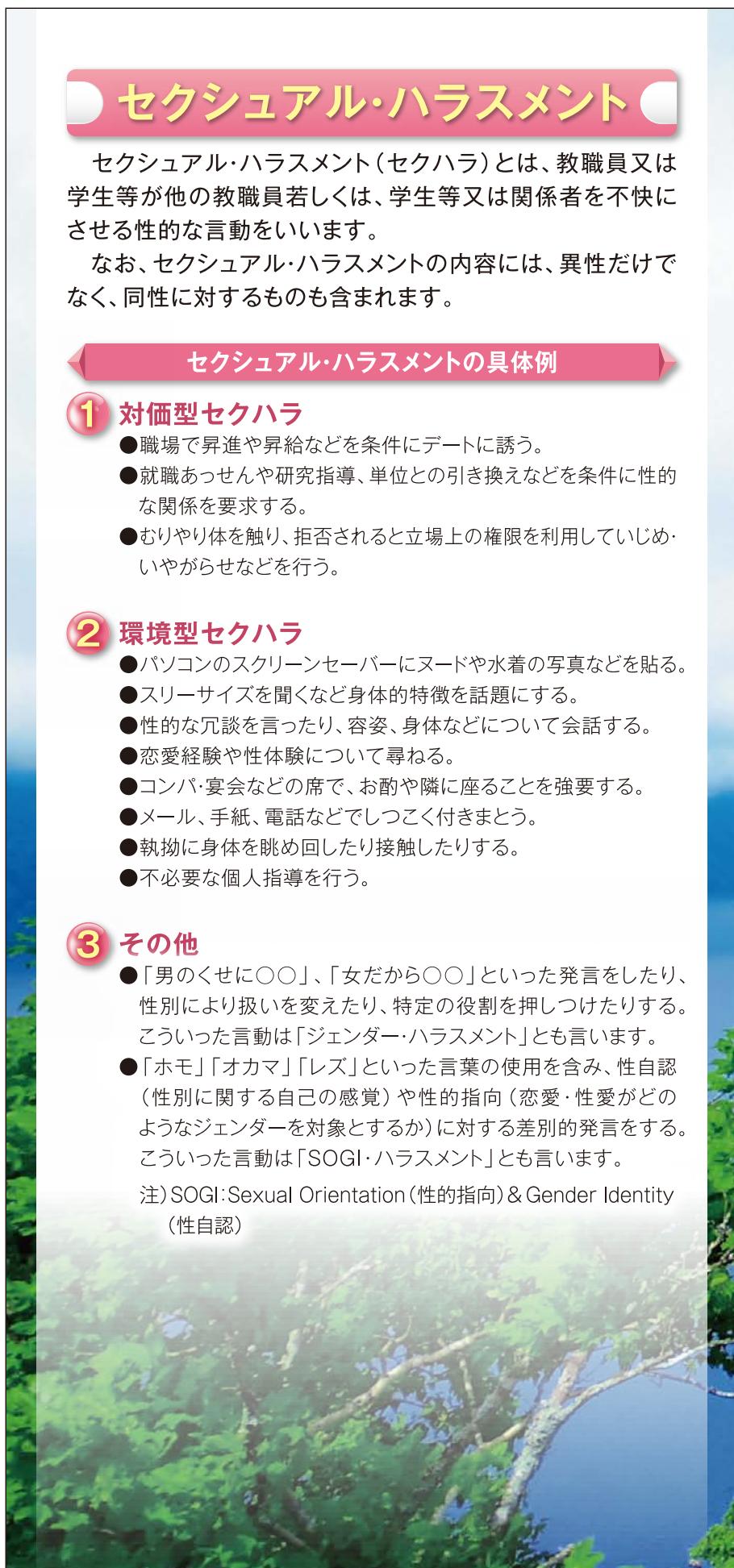
② 環境型セクハラ

- パソコンのスクリーンセーバーにヌードや水着の写真などを貼る。
- スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする。
- 性的な冗談を言ったり、容姿、身体などについて会話する。
- 恋愛経験や性体験について尋ねる。
- コンパ・宴会などの席で、お酌や隣に座ることを強要する。
- メール、手紙、電話などでしつこく付きまとう。
- 執拗に身体を眺め回したり接触したりする。
- 不必要的個人指導を行う。

③ その他

- 「男のくせに〇〇」、「女だから〇〇」といった発言をしたり、性別により扱いを変えたり、特定の役割を押しつけたりする。こういった言動は「ジェンダー・ハラスメント」とも言います。
- 「ホモ」「オカマ」「レズ」といった言葉の使用を含み、性自認（性別に関する自己の感覚）や性的指向（恋愛・性愛がどのようなジェンダーを対象とするか）に対する差別的発言をする。こういった言動は「SOGI・ハラスメント」とも言います。

注) SOGI: Sexual Orientation(性的指向) & Gender Identity(性自認)



アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメント(アカハラ)とは、教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の教員又は学生などに対して行う研究上若しくは教育上又は就学上の不適切な言動をいいます。

アカデミック・ハラスメントの具体例

① 学修・研究活動の妨害

- 正当な理由なく大学の文献・図書・備品・機器などを使用させない。
- 正当な理由なく研究室への立ち入りを禁止する、研究グループから排除する。
- 研究費の応募申請を妨害する。
- 学会発表などの研究活動を不当に制限する。

② 指導義務の放棄、不適切な指導

- 研究指導やアドバイスをしない。
- 提出された論文・レポートを正当な理由なく放置したまま指導しない。
- 明らかに解決不可能な課題等を繰り返し与えて達成を求める。
- 明らかに対応不可能な短期間で論文のテーマ変更や大幅な書き直しを求める。

③ 暴力、暴言、過度の叱責

- 体罰を加える。暴力をふるう。
- 人格や能力を否定するような発言をする。
- 行き過ぎた注意などを繰り返し行う。
- 誹謗・中傷をする。

④ 権力の濫用

- 卒業・修了の判定基準を恣意的に変更するなどして、卒業を妨害する。
- 正当な理由なく単位を与えない。
- 就職活動を禁止または妨害する。
- 正当な理由なく深夜・休日に研究室への来室を強要する、メール返信を要求する。
- 学修・研究上必要のない用務や私的な用務を行うよう強く要求する。
- 教員が行うべき授業を必要な手続きを経ないで学生に強制的に代講させる。
- 研究データなどの捏造・改ざんの強要など、不正行為への加担を強要する。
- 第一著者となるべき研究者を第一著者にしない。
- 学生、他教員の研究成果やアイディアを流用する。